千葉市脱炭素推進本部設置要綱

（設置）

第１条　市域における2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けて、市有施設の脱炭素化をはじめ、脱炭素先行地域づくり事業等を関係局区等が連携して総合的かつ計画的に推進するため、千葉市脱炭素推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　本部は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）脱炭素先行地域づくり事業の推進、調整及び進行管理に関すること

（２）市有施設の脱炭素化の企画及び調整に関すること

（３）その他市域における2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に必要な事項

（組織）

第３条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

３　本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

４　副本部長は、本部長を補佐し、本部長が欠けたとき、又は本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

５　本部員は、別表第１に掲げる者をもって充てる。

６　主管本部員は、環境局長をもって充てる。

７　主管本部員は、本部長の命を受けて本部運営に関する統括及び調整を行うことができる。

８　本部長は、別表第１に掲げる者のほか必要があると認めるときは、本部員を指名することができる。

（会議）

第４条　本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

２　本部員が出席できないときは、当該本部員の指名する者が代理して出席することができる。

（幹事会）

第５条　本部に付議する事案及び本部で決定した事項の実施に必要な事項を協議するため、本部に幹事会を置く。

２　幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

３　幹事長は環境保全部長を、幹事は別表第２に掲げる者をもって充てる。

４　幹事長は、別表第２に掲げる者のほか必要があると認めるときは、幹事を指名することができる。
５　幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。
（庶務）
第６条　本部の庶務は、環境局環境保全部脱炭素推進課において処理する。
（委任）
第７条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則
この要綱は、令和５年４月３日から施行する。

別表第１　本部員（第３条関係）

環境局長	中央区長
総務局長	花見川区長
総合政策局長	稲毛区長
財政局長	若葉区長
市民局長	緑区長
保健福祉局長	美浜区長
こども未来局長	消防局長
経済農政局長	病院局次長
都市局長	教育次長
建設局長	

別表第２　幹事（第５条関係）

局　等	職　名
総務局	総務課長
総合政策局	政策企画課長

財政局	資金課長
市民局	市民総務課長
保健福祉局	保健福祉総務課長
こども未来局	こども企画課長
環境局	環境総務課長
経済農政局	経済企画課長
都市局	都市総務課長
建設局	建設総務課長
中央区	総務課長
花見川区	総務課長
稲毛区	総務課長
若葉区	総務課長
緑区	総務課長
美浜区	総務課長
消防局	総務課長
病院局	経営企画課長
教育委員会事務局	総務課長